

## 特定非営利活動法人STORIA 役員の報酬等並びに費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人STORIA（以下「法人」という。）の法人の役員（第2条1号で定義される。）の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤でない理事とは、それ以外の理事をいう。
- (3) 常勤の監事とは、監事のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤でない監事とは、それ以外の監事をいう。
- (4) 報酬等とは、その名称の如何を問わず、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称を問わず、また、費用とは明確に区別されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいい報酬等とは明確に区別されるものとする。

### (報酬等の額)

第3条 常勤の理事に対する報酬等の額は、理事会において定める。

2 常勤でない理事に対する報酬等の額は、理事会において定める。

3 常勤の監事に対する報酬等の額は、監事の協議によって定める。

4 常勤でない監事に対する報酬等の額は、監事の協議によって定める。

5 理事長及び業務執行理事を除く理事、監事、評議員に対して、講師謝金等及び執筆謝金等を支給する場合には、都度相談に基づき支給する。

### (賞与、退職慰労金等)

第4条 法人は、役員に対し、前条に規定する報酬等以外に、賞与、退職慰労金その他の報酬等の支給は行わない。

### (報酬等の支払方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等は、毎月20日に、本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。

2 常勤でない理事及び監事に対する報酬等は、都度遅滞なく支払うものとする。

### (費用)

第6条 役員が負担した費用については、これの請求があった日から遅滞なく支払うものとする。

### (改定)

第7条 この規程の改定は、理事会の決議により行うものとする。

### (補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

### 附則

この規程は、令和5年8月1日から施行する。